

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262

TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝

営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

ホームページ



2021 年
(令和 3 年)

3月15日

第1098号

twitter

緊急事態宣言再延長のため、3月22日号まで商工新聞は全て各戸へ郵送させていただきます。

提出前に…確定申告書のここをチェック！

確認しましょう

☐ 印鑑は押してありますか？

☐ 基礎控除は48万円になっていますか？

令和2年分の申告から基礎控除額が10万円増えました（合計所得が2,400万円を超える人は段階的に基礎控除額が下がります）。

☐ 復興特別所得税は足してありますか？

☐ 各種添付書類は付けてありますか？

☐ 還付がある人は、口座情報を書いてありますか？

☐ 郵送提出の人は、返信用封筒を同封していますか？



申告書の控えには、必ず受領印を押してもらいましょう。各種給付金の申請や、融資の申し込み時には「受領印が押された控え」が必ず必要になります。出来る限り窓口で提出してその場で「受領印が押された控え」を入手しましょう。

やむを得ず郵送で提出する場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封しましょう。



令和2年分

確定申告申告書（所得税・消費税）の提出・納付期限

4月15日

振替納税の納付期限
所得税：5月31日
消費税：5月24日

2020年10月1日から
埼玉県最低賃金
時間額 **928円**
使用者も従業員も、
今一度確認を

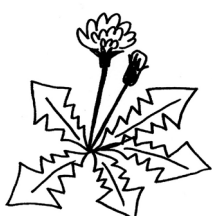
《予定表》

3/12(金) 集団確定申告

大宮会場：大宮税務署前 9:40 集合
浦和会場：浦和税務署前 10:15 集合

3/17(水) 三役会

3/30(火) 理事会



緊急事態宣言の再延長にともない…

埼玉県感染防止対策協力金

第6期(3/8～3/21)が実施されます

実施飲食店は「～3月21日まで」とした
貼り紙を店頭に掲示しましょう。

第4・第5・第6期それぞれで申請が必要です

埼玉県感染防止対策協力金

時短営業に協力した飲食店は申請しましょう！

第4期(1/12～2/7) 申請期限は3月26日まで

第5期(2/8～3/7) 申請期限は4月23日まで

必要書類（詳細は埼玉県 HP を確認してください）

- ① 申請書（県 HP からダウンロード）
- ② 本人確認書類のコピー（免許証など）
- ③ 通帳のコピー（振込先口座の）
- ④ 店舗の外観全体が分かる写真
- ⑤ 営業に必要な許認可証のコピー
- ⑥ 営業時間短縮の状況と酒類提供時間が分かる書類のコピーまたは写真
- ⑦ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- ⑧ 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真



申請手続きが不安な方は民商へご相談ください

春の大腸がん検診 受付中

検査費用：2,000円

実施期間：3月19日必着まで

民商共済会加入者は実質無料！

☆共済加入者で締切日（3月19日必着）までに検体を発送した方には、2,000円キャッシュバック＆クオカード500円分プレゼント。お申し込みは大宮民商へ。

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》中小企業庁の「一時支援金」は、申請に2019年と2020年の確定申告書の控えが必要。まずは確定申告を終わらせて控えを手に入れよう。

☆☆中小企業で最大 60 万円、個人事業主で最大 30 万円☆☆

中小企業庁 一時支援金 の概要

給付対象（下記の全てに該当する事業者）

- 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
- 2019 年比又は 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50% 以上減少していること。
- 給付後も事業継続の意思があること。

飲食店の時短協力金(感染防止対策協力金)を受け取る事業者は対象外です。

給付額

2019 年 or 2020 年 1 ～ 3 月売上合計 － 2021 年の対象月の売上 × 3
(上限：中小企業 60 万円、個人事業主 30 万円)

申請方法

1. 事前に **※登録確認機関による事前確認**（事業の実態確認）を受ける。
↓
2. 一時支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

※登録確認機関は、顧問税理士、口座がある金融機関、商工会議所、などです。顧問税理士がいる場合はまずそちらに問い合わせましょう。次に口座がある金融機関へ、最後に商工会議所へ問い合わせましょう。「3 月下旬以降、一時支援金事務局が必要に応じて登録確認機関を設置する」という情報もあります。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- ①本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- ②2019 年分 & 2020 年分の確定申告書（法人は 2019 年 1 月から 3 月まで及び 2020 年 1 月から 3 月までその期間内に含む全ての事業年度の分）
- ③2019 年～2021 年対象月 各月の売上台帳、請求書、領収書など
- ④2019 年 1 月～の通帳（事業取引のもの）
- ⑤宣誓・同意書
- ⑥取引先情報一覧（名称、住所、電話番号）



申請期間

3 月 8 日～5 月 31 日

詳しくは「一時支援金」のホームページでご確認ください。
<https://ichijishienkin.go.jp/>

